

市民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給について

「市民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」（以下「給付金」という。）について、今後の予定等を次のとおりお知らせします。

1 支給スケジュール

- (1) 市民税非課税世帯（市が郵送する支給要件の確認書の返送（郵送）が必要）

令和4年2月15日から順次、対象世帯の世帯主へ確認書を送付します。

同封の返信用封筒で市へ返送（郵送）いただき、市が書類を受領してからおおよそ3週間で給付金を指定の口座へ振り込みます。

※確認書の提出期限は、市が発出してから原則3か月です。

- (2) 家計急変世帯（郵送での申請が必要）

令和4年2月15日から申請の受付を開始します。

申請書は、①市ホームページからダウンロード ②市非課税世帯等給付金ナビダイヤル（「2 相模原市非課税世帯等給付金ナビダイヤル」の開設 参照）へ申請書の郵送依頼 ③各相談窓口（生活支援課窓口、生活困窮者自立支援相談窓口、社会福祉協議会貸付相談窓口等）で入手できます。申請書と添付書類を市へ郵送いただき、審査の結果、給付の対象となる場合は令和4年3月から順次、給付金を指定の口座へ振り込みます。

※申請期限は、令和4年9月30日（消印有効）

2 「相模原市非課税世帯等給付金ナビダイヤル」の開設

給付金に関する問い合わせに対応するため、令和4年2月10日から専用のコールセンター「市非課税世帯等給付金ナビダイヤル」を開設します。

【電話番号】 0570-070-177（無料通話ではありません。）

【受付時間】 午前8時30分から午後5時30分まで

（令和4年5月31日までは土・日曜日、祝日を含む。6月1日以降は平日のみ）

・IP電話をご利用の方は 042-752-7566（平日のみ）

・耳の不自由な方専用FAX 042-752-7568

3 広報別冊「非課税世帯等給付金特集号」の発行

令和4年2月15日に広報さがみはら別冊「非課税世帯等給付金特集号」を約18万部発行し、新聞折り込みやポスティングにより、制度や手続等の市民周知を行います。

【制度の概要】

○支給対象 ～本市では11万世帯を見込んでいます。

本市の住民基本台帳に記録され、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する世帯が対象（ただし、市民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外）

（１）市民税非課税世帯（約101,000世帯）

基準日（令和3年12月10日）において、本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の市民税均等割が課税されていない世帯（生活保護利用世帯を含む。）

（２）家計急変世帯（約9,000世帯）

（１）のほか、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、世帯全員が市民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

○支給額

1世帯当たり10万円（原則として、世帯主の口座へ振り込みます。）

問合せ先

生活福祉課 非課税世帯等給付金班

直通電話 042-707-7196